

## 洋上風力エネルギーに関する規制改革における日 EU 協力

日本と EU は野心的な気候中立目標を掲げており、その中で化石エネルギーから洋上風力発電など再生可能エネルギーへのエネルギー転換は重要な役割を担っている。世界各地の洋上風力発電事業において長年の実績がある EU の事業者は技術的なリーダーであり、EU と日本がそれぞれの市場や第三国で互恵的に協力する多くの機会がある。

この分野で共に取り組むことは、2021年5月に開催された日・EU 定期首脳協議において首脳レベルで示された共通のコミットメントである。そのため、双方のエネルギーミックスにおける洋上風力発電の割合の向上や再生可能エネルギーの価格低減の具体策の実現に向けて協力することは、われわれに与えられた重大な使命である。また、この点に関して日本が自ら設定した野心的な目標を考慮すれば、現在、このことは特に重要である。

### 規制の総点検が重要な理由

開かれた市場、明確性、透明性の原則に基づく規制環境は、洋上風力発電事業の円滑な展開に大きく寄与する。こうした原則を採用することは、事業者間の健全な競争や最適な最新技術の導入を促し、最終的にはエネルギー価格を低下させ、洋上風力発電を競争力のあるエネルギー源とすることにつながる。EU は、日本が上述の目標達成に向けてどの程度規制を改正すべきかを検討するため、洋上風力発電関連の規制の総点検に取り組んでいることを心強く思っている。

この点において、洋上風力発電の入札ガイドラインは、間違いなく最も重要な規制分野である。日本は洋上風力発電の入札ガイドラインの整備を始めているが、EU には、最適な結果につながる最適なルールに関して長年の経験がある。そのため、日本と EU は、EU のベストプラクティスが日本の入札制度を整備する上で有用なベンチマークとなるとの認識を共有しているところである。

洋上風力発電分野における日本の規制改革のベンチマークとなる EU のベストプラクティス

### 入札ガイドライン

EU 加盟各国の中で最も先進的な慣行であり、またビジネスに適した、透明性のある公正な入札制度を日本に整備することにつながると専門家が指摘しているのは、**確立された、透明性のある、測定可能な適格性・予備選定基準を基盤とした、価格を（主な）決定要因とする評価基準**である。実際には、それは次のことを意味する。

- 1) 入札は、経済的・技術的な実現可能性、実績、地方自治体との調整能力など、定量化できる適格性・予備選定基準に照らして採点される。ここでの目的は、入札を比較するのではなく、入札者が事業を要件通りに実施する用意があるかどうかを審査することである。

2) 1)の段階を通過した入札は、価格を唯一または主な基準として競争することになる。また適格性・予備選定基準での評点は、最終評価には含まない。

### その他の規制面

規制や基準の見直しやエネルギー対話による国際協力の深化など、洋上風力エネルギーの価格低減のための手段として、近年、経済産業省を初めとする日本の関係当局が戦略的な取り組みを進めていることを大いに歓迎する。同戦略で見直しの対象となっている法律は重要であり、さらに広範な法律や規制の総点検を実施することが妥当であると思われる。これは、以下のような既存の市場参入障害への対応を目的として求められるものである。

- 国際基準との整合性の欠如
- 複数の試験・認証を必要とする法基盤の差異
- 製品・設計の仕様に関する差異
- 過度に厳格な許認可の要件
- 許認可・認証の遅れ
- 明確な法基盤の欠如、適合性評価における未公開の指針の使用

「日・EU 経済連携協定」(EPA)の規制協力の原則に従って、例えば、上記の障害を除去することを目的として、技術規制や適合性評価の分野におけるベストプラクティスに関する情報を共有することは、日・EU 双方にとって有益である。EU は、国際基準に準拠することが、この目的を達成するための健全な基盤となると考えている。EU と EU 加盟国には、特に欧州統一規格(EN 規格)に関して、強固だがビジネスに適した規制枠組みを整備してきた長年の経験がある。

したがって、包括的な規制の見直しと、必要に応じて欧州のベストプラクティスとの整合化を図ることは、日本の洋上風力エネルギー分野の多くの製品群にとって有益である。そうした製品群としては、鋼板、構造部品、ケーブル、タワー、パイル、風力計測塔、航空灯火、ボルト、ナット、ワッシャー、建設・設置工事の許可証などが挙げられる。多くの場合、EN 規格の承認や EN 規格に含まれる原則の採用により、これらの重要な製品の市場への導入が非常に容易になる。また、それ以外の場合においても、共通の原則に基づいて二者間で解決を図ることが可能になる。

## 別紙

### 入札の最終評価が価格に基づいて行われる EU 加盟国の入札ガイドラインにおける予備選定・適格性基準の例

#### 一般原則

予備選定・適格性基準は、単純かつ測定可能な基準に基づいて、入札を適格なものとならないものに分ける。入札は基準を満たしているか満たしていないかのいずれかであり、入札は他の入札に対してではなく、基準に照らして評価される。その後、適格な入札は、評価基準に基づいて競争する（価格を唯一または主な基準とする競争）。

#### 予備選定・適格性基準に含まれる要素の例

##### 財務・経済条件

- 入札者の公的機関に対する債務が一定の基準以下であること
- 発電所の建設および送電網への接続に関するコンセッション契約の締結時に、入札者は特定の保証を提供すること
- 過去〇年間の平均年間売上高に関する最低基準。コンソーシアムによる入札の場合は、全参加企業の合計額を考慮する。自己資本比率が〇〇%以上、または、特定の債券格付機関における長期債務の格付けに関する基準
- 入札者は、金融機関からの関心表明書を提出すること。当該金融機関は、〇〇ユーロ/kW の電力価格に基づいて設定される留保金ペナルティの金額に相当する要求払い保証（入札ボンド）を提供することを明記する
- 経済的な実現可能性：以下を含む運営に関する試算に基づいて証明すること、コンポーネントごとの投資費用、事業期間中の費用と収益、投資利益率の計算
- 財務的な実現可能性：申請書には、費用と収益の一覧、資金調達計画、財務諸表を含めること。また、出資額の 20%以上が自己資本（共同事業の参加者の資本および／または親会社の資本）であることを要件とする

##### エネルギー事業の実績（洋上風力）

- （一定規模の）洋上風力発電所の開発および施工に関する（所定の基準期間における）最低実施件数の要件
- 入札者（または入札者の支配株主）が開発または運営する洋上風力発電の累積設備容量が〇〇〇MW 以上（各設備容量が〇〇MW 以上）、または、過去〇年間の洋上エネルギー事業（洋上風力、送電、石油・ガスの採掘・輸送など）への投資額が〇〇億ユーロ以上

## 技術・設備容量に関する条件

- 技術的な実現可能性：風力の設計に少なくとも以下の内容を含むこと、風力エネルギー収量の計算、設置場所の決定で規定された要件の詳細
- タービンの最大高
- 特定の設備容量に関する要件
- 系統接続点への最大出力

## その他の条件

- 指定期間内に風力発電所を建設する能力
- 環境対策と環境モニタリングに関する予算の最低金額
- 明確に定義された一定の環境目標の達成
- 風況データなどの提供に関する約束